

くまもと有機エレクトロニクス産業促進協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本組織は、「くまもと有機エレクトロニクス産業促進協議会」(以下、「本会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、有機エレクトロニクス分野に関する調査研究、共同研究・開発、情報交換等を行うことにより、地域の企業が新たに有機エレクトロニクス産業に参入し、コンセプトを創出するきっかけづくりの場とすることで、熊本県における産業の振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関連する産業分野に関する普及啓発、技術交流、情報交換に関する事業
- (2) 関連する産業分野における県内外企業の連携促進に関する事業
- (3) 関連する産業分野に関する実用化・製品開発等のための共同研究に関する事業
- (4) 関連する産業分野における人材確保及び人材育成に関する事業
- (5) その他、協議会の目標達成に必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する、次のものをもって構成する。

- (1) 企業
- (2) 大学、高専
- (3) 県、市町村及び関連団体

2 前項各号に掲げるもののほか、幹事会の承認を得たものを加えることができる。

(入 会)

第5条 本会への入会については、別に定める入会申込書を提出し、会長の承認を得なければならない。

(会費の納入)

第6条 会員は、会費を納めなければならない。但し、幹事会の承認を受けた場合には無料とすることができる。

2 年会費は、一口5万円とし、一口以上とする。

(退 会)

第7条 本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第8条 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会において出席会員の3分の2以上の議決により、除名することができる。

(1) 本会の名誉を著しく毀損し、又は本会の目的に違反する行為があったとき

(2) 会費を2年以上、納入しないとき

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員等をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 幹 事 6名程度
- (5) 監 事 1名

2 役員は、総会において会員の互選により選任する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠又は増員により選任された役員任期は、前号の規定にかかわらず前任者又は現任者の残任期間と同一とする。

5 役員は、無報酬とする。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務の総理をする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 幹事長は、幹事会を運営する。

4 幹事は、幹事会を構成し、会務を執行する。

5 監事は、本会の会計を監査する。

(役員解任)

第11条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において出席会員の3分の2以上の議決により、その役員を解任することが出来る。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第4章 会議

(総 会)

第12条 総会は、会員をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 事業活動に関する事項
 - (2) 役員を選任及び解任
 - (3) 会則の改定
 - (4) その他、本会の事業運営に関する重要事項
- 2 総会は、年1回通常総会を開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は幹事会が開催を会長に要請したときには、臨時総会を開催することができる。
 - 3 総会及び臨時総会は、会長が招集する。
 - 4 議長は会長がこれにあたる。ただし、会長不在の場合は、副会長が代行する。会長及び副会長が不在の場合は、幹事長が代行する。
 - 5 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は、出席した会員の過半数をもってこれを議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 6 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、予め通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合において、前項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(幹事会)

第13条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) 臨時総会の開催に関する事項
 - (4) その他、総会の議決を要しない本会の事業執行に関する事項
- 2 幹事会は、幹事長が召集する。
 - 3 議長は、幹事長がこれにあたる。ただし、幹事長不在の場合は、出席幹事のうちから議長を選出する。
 - 4 幹事会は、ワーキンググループを設けることができ、ワーキンググループ長は、幹事長が指名する。また、幹事会は、新たな課題テーマを検討する企画ワーキングを兼ねる。

第5章 顧問

(委嘱)

第14条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、幹事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、無報酬とする。

(顧問の任務)

第15条 顧問は、会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(顧問の任期)

第16条 顧問の任期は、第9条第3項の規定を準用する。この場合において、規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第6章 事務局

(事務局)

- 第17条 本会の事務を処理するため、事務局を熊本市東区東町3丁目11-38、熊本県産業技術振興協会内に置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
 - 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第18条 本会の資産は、会員の会費及び負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(資産の管理)

- 第19条 本会の資産は会長が総理し、その方法は幹事会の議決によって別に定める。

(経費の支弁)

- 第20条 本会の経費は、資産を持って支弁する。
- 2 毎年度の決算において、余剰金を生じた時は翌年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

- 第21条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 前項の規定にかかわらず、協議会が設立された年度の事業年度は、本会設立の日から始まるものとする。

第8章 解散及び残余財産の処分

(解散及び残余財産の処分)

- 第22条 本会は、総会において、出席会員の3分の2以上の議決をもって解散することができる。
- 2 解散のときに存する残余財産は、総会において出席会員の3分の2以上の議決をもって、その処分方法を決定するものとする。

第9章 雑 則

(委 任)

- 第23条 本会則に定めるもののほか、本会運営に必要な事項は総会の承諾を得て、会長が定めるものとする。

(附 則)

1. 本会則は平成24年7月27日から施行する。